

問 1 インターネットで集めた情報は、どれも全部正しい情報である。(いいえ)
インターネットで集めた情報は正確だとは限りません。なかには、にせ情報・デマ情報、データが古い情報、不正確な情報などがあります。正確な情報を得るには、「ひとつの情報だけに頼るのではなく、複数のデータをくらべる」「信用のおける所(公共機関など)から情報を得る」「インターネットの情報だけでなく、ほかの所からも情報を得る」「情報が正しいかどうか判断する力をつける」などがあげられます。

問 2 インターネットは日本だけでなく世界中と結ばれている。(はい)
インターネットは日本だけでなく世界の国々と結ばれていますので、色々な国の人からの情報を得ることや交流することが可能です。

問 3 「ウイルスワクチンソフト」を入れ、1ヶ月に1回程度ワクチンを新しくすれば、パソコンのウイルス感染を100%防ぐことができる。(いいえ)
パソコンをウイルスの感染から守るには「ウイルスワクチンソフト」を入れます。しかし1ヶ月に1回程度ワクチンを新しくすればよいのではなく、常に最新のものにしておきましょう。ウイルスは、ほぼ毎日新種や改良型のウイルスが出回るので、1ヶ月に1度程度では、ウイルスを防ぐことができない場合があります。ソフトを「自動更新」に設定しておけば、常に新しい状態にしておけます。

問 4 インターネットは、自分が気をつけていれば「あぶないサイト」に出会うことは絶対ない。(いいえ)
インターネットは、自分が気をつけていても偶然「あぶないサイト」に出会うことがあります。「あぶないサイト」をブロックする「フィルタリング機能ソフト」をパソコンに入れておきましょう。無料のものもあります。

問 5 インターネットゲームで「無料」と表示されているゲームはすべて、お金がかからない。(いいえ)
インターネットゲームで「無料」と表示されていても「通信費」をかけられてしまう場合があります。ゲームの使用は無料だが、通信は有料というわけです。外国からの通信料として高い費用をかけるケースもあります。また一度通信してしまうと、その後も自動的につながるようにパソコンが設定されてしまう場合があります。全て無料なのかどうか気をつけてゲームを選びましょう。

問 6 ホームページを作る場合、だれが作ったかよくわかるように、名前や写真などを入れたほうがよい。(いいえ)
ホームページは、いつでも、だれでも見ることができ便利ですが、逆に言うとだれが見ているかわかりません。名前や写真、メールアドレスなどを自分の身元がわかるような個人情報を 気軽にホームページに入れられないほうがよいでしょう。住所・電話番号は特に注意する必要があります。いたずらや迷惑訪問などされたり被害にあう可能性があります。

問 7 最新のウイルス予防のソフトを入れておけば、だれかが自分のパソコンに不正侵入することは絶対あり得ない。(いいえ)
不正侵入はウイルスだけではありません。パソコンに侵入して、知らない間に中のデータを読みとって盗んでしまう「スパイウェア」とよばれるものがあります。スパイウェア予防・駆除ソフトを入れておくことを おすすめします。

問 8 インターネットで得た情報(文章や写真など)は自由に使ってよい。(いいえ)
インターネットで得た情報(文章や写真など)は自由に使ってはいけません。そのまま丸ごと使うのであれば、作った人の許可が必要です。情報の一部を借りるのであれば、「引用文献」という表示が必要です。情報を参考に、自分で文章を組み立てる場合も「参考文献」という表示が必要です。表示には「資料名」や「資料作成者名」を入れます。学校の授業で使う場合は、例外的に「作った人の許可を必要としない場合」がありますが、それは先生が授業で使う場合に限られています。授業で使う場合も、こどもが勝手に判断するのではなく先生に相談しましょう。

問 9 日本でインターネットを使う場合は、日本語で書いてあるページだけ表示され、英語のページは表示されない。(いいえ)
インターネットは日本だけでなく世界中と結ばれています。したがって、外国のホームページも見ることが可能です。ただし、世界中の言語全てが表示できるわけではありません。英語なら、ほとどのパソコンでも表示されます。世界には何十、何百と 色々な外国語があるので 表示には限りがあります。それぞれの字体表示の可能・不可能はパソコンの設定で違ってきます。

問 10 インターネットでの犯罪や事件、詐欺(さぎ)などはみんなが気をつけるようになったので、だんだんへっている。(いいえ)
インターネットが普及するにつれて、犯罪や事件、詐欺(さぎ)などが年々増える傾向にあります。「出会い系サイト」「詐欺・だましのサイト」「残酷な内容や下品な内容のサイト」には気をつけましょう。(しまちゃんの情報モラル特別講座)

問 1 メールが来た場合、必ず返事を書いて送るのがマナーである。(しいえ)
メールのマナーとして「メールが来た場合、必ず返事を書いて送りましょう」と書いてある学習サイトもありますが、知らない人から来たメールには注意が必要です。メールを見て「あやしい」と思うような内容でしたら、返事をしないほうが無難です。めいわくメールの場合、「メールいりません」などと返事をしてしまうと、かえってよけいにメールが来る場合もあります。

問 2 メールにファイルが添付(メールの本文とは別にファイルをつける)されている場合、必ずファイルを開いて中身を確認する必要がある。(しいえ)
メールといっしょに送られてくるファイルには、ウイルスが含まれている場合もあります。また、友達から来たメールでも、友達のパソコンがウイルスに感染していて、それに気づかずに送られてくることもあります。ウイルス予防のワクチンソフトを入れておくとともに、知らない人から変な題名やファイル名のメールが来た場合、不用意に開かないほうがよいでしょう。「あやしい」と思ったら、勝手に開かずに家の人に相談しましょう。

問 3 チェーンメール(このメールを他の人にも知らせてあげてください。送ってあげてくださいというメール)が来たら、友達にそのメール送ってあげたほうがよい。(しいえ)
「次の人にこのメールを転送してください。(来たメールをそのまま友達にも送ること)」「5人に送って下さい」などのメッセージが書いてあるメールをチェーンメールといいます。チェーンメールの種類もいろいろあります。「不幸の手紙」など脅し(おどし)メールや「友達に紹介すると特典がつく・ラッキーなことがある」、「アイドルが 日 時に××に現れる」などウソのメール「善意にみせかけて、寄付金を募集する」詐欺(さぎ)メールなどです。このようなメールは他の人に送ってはいけません。もし自分のところでメールを止めるのが気持ち悪ければ日本データ通信協会、「不幸の手紙」転送用の専用アドレス に送りましょう。電話でも迷惑メールについて相談できます

問 4 メールは電話と違い、相手が不在でも連絡ができるので、今後は電話はやめてメールを使ったほうがよい。(しいえ)
メールは電話と違い、相手が不在でも連絡ができるのが便利です。しかし、直接声が聞き取れないので気持ちが伝わりにくい場合、言葉足らずで誤解されてしまう場合もあります。このような場合は直接会って話すか、電話で話したほうがよいでしょう。メール、電話、手紙など相手に伝える方法は様々で、それぞれのよさや不便さがあります。どの方法で伝えるのがよいか、相手のことや場合を考えて、ふさわしい方法を選びましょう。

問 5 メールでは「 . . . 」などマルで囲んだ数字は使わない方がよい。(はい)
「 . . . 」や「ローマ数字」などを特殊記号といいます。特殊記号は、相手のパソコンの設定によっては、メールを受け取る側の画面にきちんと表示されない場合があるので使用しないほうがよいでしょう。

問 6 メールを書く時は、受け取った相手の気持ちを考えて言葉を選ぶ必要がある。(はい)
メールを書くときは、受け取った相手の気持ちを考えて言葉を選ぶ必要がある . . . 当然のことですし、大切なことです。しかし、メール作成の画面には、相手の顔(表情)が映らないので、ついつい相手の気持ちを忘れがちに なりそうですね。気持ちが高ぶっている時は、すぐにメールを送らずに1日程度、間をおいてもう一度文面を確認したほうがよいですね。

問 7 知らない所から メールが来ました。中を開けるとめいわくなメールでした。「今後メール配信が不要な場合は、ここをクリックしてください」とあったのですが、クリックしてよいでしょうか。(しいえ)
「今後メール配信が不要な場合は、ここをクリックしてください」 . . . クリックするとよけいにメールが来る場合があります。めいわくメールは、相手にしないほうが、得策です。もし、無視するのが不安な場合、困った場合は勝手に判断したりせず、家の人に相談しましょう。

問 8 ウイルス予防ソフトを入れて、1ヶ月に1回程度予防ソフトを更新(ソフトの内容を新しくすること)すれば、ウイルス付きメールは完全に防ぐことができる。(しいえ) ウイルス付きメールを防ぐためには、ウイルス予防ソフトを入れる必要があります。ウイルスは、ひんぱんに新種や改良型が出回るので、1ヶ月に1回程度、予防ソフトを更新(ソフトの内容を新しくすること)では、防げない場合があります。常にソフトを最新の状態にしておきましょう。「自動更新」の設定をしておくとういでしょう。携帯電話のメールの場合はパソコンにくらべてウイルスの種類や感染例はかなり少ないようです。ですから携帯電話用ワクチンソフトは、開発や販売が一般化されていません。しかし、将来的には携帯電話のウイルスも増えていくと予想されます。

問 9 メールばかりしていると「メール中毒」や「メール依存症」になる場合がある。(はい)
メールばかりしていると、「いつもメールしていないと気持ちが落ち着かなくなる」「不安になる」「さびしくなる」といった症状になる場合があります。こういった症状は、「メール中毒」や「メール依存症」と言われ、気持ちや生活リズムの乱れ、身体の不調につながります。知らず知らずにのめりこみ、やめられなくなる場合があります。メールは便利ですが、ほどほどに。

問 10 多くの人や色々な人と出会うために、自分のメールアドレスは、できるだけくさんの人に知らせた方がよい。(しいえ)
メールアドレスは個人情報です。見知らぬ人に教えると、迷惑メール、いたずらメールが来たりする場合があります。また個人情報は別の人にも再利用され知らぬ間に、どんどん広がっていく場合もあります。気をつけましょう。

問 1 ゲーム機を長い時間しすぎると、目が疲れて悪くなることがある。
(はい)

ゲーム機では画面がめまぐるしく変わる上に、動きに集中するので、目がつかれやすくなります。長い時間やり続けないように気をつけましょう。

問 2 ゲーム機のソフトを 子どもどうして こうかんしたり、ほかの友だちに売ることは よくない。
(はい)

ゲーム機では画面がめまぐるしく変わる上に、動きに集中するので、目がつかれやすくなります。長い時間やり続けないように気をつけましょう。

問 3 ゲーム機の使用は、時間を決めてする。夜おそくまでゲームに熱中しないほうがよい。
(はい)

ゲーム機の使用は、時間を決めてしましょう。夜おそくまでゲームに熱中すると 生活リズムの乱れやすいみん不足で 心や体が不調になったり、病気になることがあります。

問 4 学習ゲームのソフトや頭のはたらきをよくするソフトなども売られている。
(はい)

学習ゲームのソフトや頭のはたらきをよくするソフトなども売られています。N社がテレビのCMでせんでんしている 頭のトレーニングのソフトが 有名ですね。

問 5 ゲームであそぶだけでなく、外で友だちと あそぶことも大切である。
(はい)

ゲームであそぶだけでなく、外で友だちと あそぶことも大切ですね。晴れの日、なるべく外で元気いっぱい あそびましょう。

問 6 かながわ県では、ざんこくなソフトを18さいにならない子どもに売られることを きんしている
(はい)

神奈川県は、暴力的な表現が含まれるゲームソフトを「有害図書類」として18歳未満のお客に販売したりレンタルしたりすることを禁止しました。これは、「神奈川県青少年保護育成条例」の第7条「有害図書類の指定及び販売等の禁止」によるものです。県知事は「ゲームソフトは、映画やビデオとは異なり、自分自身が主人公となって、ゲームに参加することにより、あたかも現実の世界、場面にいるような錯覚、感覚を覚えることがあると言われている」と青少年に与える影響の大きさをあげています。

問 7 ゲームをしすぎて体を悪くする(病気になる)人もいる。(はい)

ゲームをしすぎて心の不調や体を悪くする(病気になる)人もいます。「ゲーム中毒」「ゲーム依存症」などと言われています。おとなりの韓国では、インターネットゲームをし続けて死亡した人います。くれぐれも、長い時間ゲームを続けないように気をつけましょう。

問 8 テレビを見るときは、画面に近づいて見るほうが、はく力があってよい。
(いいえ)

テレビを見るときは、画面からはなれて見ましょう。目が悪くなったり、気分が悪くなることもあります。

問 9 テレビで放送されている番組の内容は、全て本当にあったできごとである。
(いいえ)

テレビで放送されている番組では「ノンフィクション」と言って、想像上のできごとを放送することがあります。時代劇などでも番組をおもしろくするために、話を作り変えることがあります。例えば、「水戸黄門」では、忍者が屋根までジャンプしたりしていますが、実際そこまでジャンプしません。番組では助さん角さんが、敵を何十人もいっぺんにやっつけますが、実際はあり得ない話です。

問 10 テレビ番組で、ぼうかしーンを見ても、それをまねしては いけない。
(はい)

テレビ番組で、ぼうかしーンを見ても、それをまねしては いけません。あたりまえのことと思うかも知れませんが、知らず知らずの間に、番組のえいきょうをうけて ともだちに らんぼうなことをすることがないように 気をつけたいですね。これはテレビ番組に限らず、ゲームやざっし、ビデオなどでも言えることです。

情報モラルクイズ子ども版 ちょさくけん編 答えと解説

問 1 「著作権(ちょさくけん)」とは作品を作った人が、「自分の作品を勝手にマネされたり使われたりしないため」の「けんり」である。(はい)

「著作権(ちょさくけん)」とは作品を作った人が、「自分の作品を勝手にマネされたり使われたりしないため」の「けんり」です。著作権は、法律で決められています。

問 2 著作権の対象になるのは文章だけで、絵やビデオには著作権は発生しない。

(いいえ)

著作権の対象になるのは文章だけでない、絵やビデオには著作権は発生します。音楽、写真、映画など音や映像なども対象になります。

問 3 「小学1年生が自分で考えて作ったキャラクターの絵」は、こどもが作ったものだから「著作権」はない。

(いいえ)

「小学1年生が自分で考えて作ったキャラクターの絵」にも「著作権」は存在します。年れいは関係ありません。

問 4 授業中、国語の時間に子どもが作った「詩」の著作権は、指導した先生が持つ。

(いいえ)

授業中、国語の時間に子どもが作った「詩」の著作権は、作った本人にあります。つまり「作者が著作権をもつ」ということです。

問 5 歌の著作権は「作詞者(歌のことばを考えた人)」と「作曲者(メロディーを考えた人)」それぞれが持つ。

(はい)

歌の著作権は「作詞者(歌のことばを考えた人)」と「作曲者(メロディーを考えた人)」それぞれにあります。小説や詩は作者が著作権を有するのに対し、映画は、作者、脚本家、監督など多くの人が著作権に関わります。

問 6 著作権は、作った人の作品を守るための権利なので、ずっと保障される。著作権の期限が切れることはない。

(いいえ)

著作権は、作った人の作品を守るための権利ですが、期限があります。小説は作者の死後50年、映画は発表後70年の間は、著作権が存在します。

問 7 だらえもんのイラストをマネして描いて、自分ひとりで楽しんだ。この場合、人の作品を勝手にマネしたので、著作権のいはんになる。

(いいえ)

自分ひとり(個人)で楽しむぶんには、著作権のいはんになりません。マネしたものを友達と楽しんだり、ホームページにのせて発表したりすると いはんになります。

問 8 だらえもんのイラストを手書きで描いて、ホームページに入れました。この場合手書きなので、著作権のいはんには ならない。

(いいえ)

手書きであっても マネはマネなので いはんになります。

問 9 「地図」は考えたり工夫して作ったものでなく、調べて作ったものなので、著作権が発生しない。

(いいえ)

「地図」にも著作権が発生します。「地域を地図に表す」という作者独自の表現だからです。

問 10 だらえもんのイラストの頭の部分に かみの毛を加えて 「もらえもん」という名前のキャラクターを自分で作った。そして「もらえもん」まんが新聞というのを作りみんなに見せた。この場合、著作権にいはんしていない。

(いいえ)

この場合、明らかに「だらえもん」に手を加えたものですので、マネしたものになります。他の人から見てマネしている(部分)があると よくわかる場合は、いはんと考えてよいでしょう。「アイデアのためのヒント」なのか、「マネ」なのかは程度問題ですが、判断がむずかしい場合は、裁判になることもあります。

(しまちゃんの情報モラル特別講座)